

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R2.1.14	契約解除	変更前	営業所	727470	出口簡易郵便局	○	大分県日田市天瀬町出口1879-3	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R2.1.31	住居表示変更	変更前	郵便局	081000	山梨加納岩郵便局	-	山梨県山梨市上神内川1231-7	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	081000	山梨加納岩郵便局	-	山梨県山梨市上神内川1708	-	○	○	○	○	○	-	
R2.2.1	契約解除	変更前	営業所	088060	三恵簡易郵便局	○	山梨県南アルプス市加賀美2592	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R2.2.1	契約解除	変更前	営業所	088080	御影簡易郵便局	○	山梨県南アルプス市野牛島1912	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R2.2.1	契約解除	変更前	営業所	238870	修善寺熊坂簡易郵便局	○	静岡県伊豆市熊坂421	○	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R2.2.1	業務変更	変更前	郵便局	557080	勝間簡易郵便局	○	山口県周南市大河内1835-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	557080	勝間簡易郵便局	○	山口県周南市大河内1835-6	-	○	○	×	○	○	-	
R2.2.1	契約解除	変更前	郵便局	748380	夏吉簡易郵便局	○	福岡県田川市夏吉1849-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R2.2.1	業務変更	変更前	郵便局	787610	御所浦簡易郵便局	○	鹿児島県出水郡長島町獅子島3309	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	787610	御所浦簡易郵便局	○	鹿児島県出水郡長島町獅子島3309	○	○	○	×	○	○	-	
R2.2.1	住居表示変更	変更前	郵便局	810810	女川郵便局	-	宮城県牡鹿郡女川町2-7-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	810810	女川郵便局	-	宮城県牡鹿郡女川町女川2-7-1	-	○	○	○	○	○	-	
R2.2.1	住居表示変更	変更前	営業所	837630	片岸簡易郵便局	○	岩手県釜石市片岸町8-8-4(片岸地区21街区6画地)	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	837630	片岸簡易郵便局	○	岩手県釜石市片岸町9-241	○	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R2.2.29	廃止	変更前	郵便局	830740	築川郵便局	-	岩手県盛岡市築川5-1-29	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R2.2.29	契約解除	変更前	営業所	837290	太田簡易郵便局	○	岩手県花巻市太田31-319-2	-	○	○	×	○	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。